

庄原市定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の取得等を行った転入定住者に対し、予算の範囲内で庄原市定住促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付し、本市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、当該奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入定住者 転入日前1年間において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、10年以上の定住の意思をもって本市に転入した者
- (2) 住宅 自己の居住の用に供している又は居住の用に供しようとする家屋(当該家屋以外の建物及び共同住宅を除くものとする。)をいう。
- (3) 新築住宅 新たに本市域内に建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。)
- (4) 中古住宅 本市域内に存する新築住宅以外の住宅
- (5) 改修 住宅の維持又は向上のために行った工事(増築、改築、模様替え又は改造を含む。)で、次に掲げるもの
 - ア 基礎(犬走りを含む。)、土台、柱、梁、屋根(雨樋を含む。)、床及び壁の主要構造部に係る修繕並びに改修
 - イ 外壁、床、内壁(建具を含む。)及び天井の仕上げ材の修繕並びに改修
 - ウ 間取り及び部屋の改修
 - エ 給排水設備配管に関わる修繕並びに改修
 - オ 電気設備配管及び配線に関わる修繕並びに改修
 - カ その他アからオまでに掲げる改修に類するもので市長が認めるもの
- (6) 取得 自己の居住の用に供するために新築住宅又は中古住宅を購入し、当該住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を行うこと。

(奨励金交付の対象)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次のいずれにも

該当するものとする。

- (1) 令和3年4月1日以後に、本人若しくはその配偶者が住宅を取得し、又は本人若しくはその配偶者が所有する住宅の改修を完了した転入定住者（住宅に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、転入定住者及びその配偶者の持分の合計が2分の1以上有することとし、共有者のいずれか一人を交付対象者とする。）
- (2) 奨励金交付申請書の提出日において、本市に転入した日から4年を経過していないこと。
- (3) 本市に10年以上定住することを誓約すること。
- (4) 奨励金交付申請書の提出日において、住宅へ居住していること。
- (5) 居住する地域の自治会等に参加していること。
- (6) 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- (7) 本人又はその配偶者が、住宅の取得及び改修に関し、市の補助金又はこれに準ずるもので市長が指定するもの（庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付要綱（平成21年庄原市告示第34号）に基づく奨励金を除く。）の交付を受けたことがないこと。

（奨励金の種類等）

第4条 奨励金の種類及び交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新築住宅取得奨励金 交付対象者が行う新築住宅の取得で、経費が80万円以上のもの
- (2) 中古住宅取得奨励金 交付対象者が行う中古住宅（当該交付対象者の2親等以内の者が所有するものを除く。）の取得で、経費が40万円以上のもの
- (3) 住宅改修奨励金 交付対象者が建築等事業者に発注して行う改修で、経費が40万円以上のもの

2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げるものは、奨励金の交付対象としない。

- (1) カーテン、ブラインド類及び網戸の新調並びに取替えに限ったもの
 - (2) 家庭用電化製品、電磁調理器、ガスコンロ、給湯器等の購入及び取換に限ったもの
- （奨励金の額等）

第5条 奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新築住宅取得奨励金 80万円
- (2) 中古住宅取得奨励金 40万円
- (3) 住宅改修奨励金 40万円

2 奨励金の交付は、同一の交付対象者につき、1回限りとする。ただし、住宅改修奨励金については、中古住宅取得奨励金の交付と同時に、又は交付後に、1回に限り交付することができる。

3 交付対象者の本市への転入において同一世帯に他に転入者がいるときは、交付対象者以外の転入者1人につき5万円、2人以上の場合は10万円を第1項に定める奨励金の額に加算する。

4 交付対象者の本市への転入において同一世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいるときは、当該子1人につき5万円、2人以上の場合は10万円を第1項に定める奨励金の額に加算する。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、庄原市定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新築住宅取得奨励金

- ア 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- イ 建物の登記事項証明書
- ウ 定住誓約書
- エ 自治会加入が確認できる書類
- オ 位置図(付近見取図)、配置図、立面図及び各階平面図
- カ 新築住宅取得に係る建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
- キ 工事請負費、購入費等の領収書の写し
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 中古住宅取得奨励金

- ア 前号アからオまでに掲げる書類
- イ 中古住宅取得に係る売買契約書等の写し
- ウ 購入費等の領収書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 住宅改修奨励金

- ア 第1号アからオまでに掲げる書類
- イ 改修する住宅に係る改修請負契約書等の写し
- ウ 改修工事費等の領収書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは庄原市定住促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、奨励金を交付しないことを決定

したときは庄原市定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、庄原市定住促進奨励金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した奨励金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

（2） 奨励金の交付決定日から10年が経過する日の前に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったとき。ただし、転勤等により一時的に転出する場合を除く。

2 前項各号の規定により奨励金を返還させる場合の返還額は、別表第1に掲げる額とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年3月31日までに、この告示の規定により交付したのものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

（適用除外）

3 この告示の施行日までに庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金交付要綱（平成25年庄原市告示第69号の5）の規定により補助金を交付された者については、第5条第3項及び第4項の規定は適用しない。

別表第1（第9条関係）

返還に該当する事項	返還額
第9条第1項第1号に該当するとき	全額

第9条第1項第2号に該当するとき	交付決定日から の年数	1年未満	奨励金の100分の100
		1年以上3年未満	奨励金の100分の80
		3年以上5年未満	奨励金の100分の60
		5年以上7年未満	奨励金の100分の40
		7年以上10年未満	奨励金の100分の20

様式（省略）